

[ホーム](#) > [輸出・国際](#) > [証明書や施設認定の申請](#) > [アジア](#) > 中国向け輸出水洗い羽毛に関する新たな措置について

中国向け輸出水洗い羽毛に関する新たな措置について

中国に水洗い羽毛を輸出されている皆様

我が国から中国に輸出される水洗い羽毛について、今般、中国当局（海関総署）から、

(1) 羽毛原料の水洗い加工施設の登録

(2) 衛生証明書の添付

を求めると連絡がありました。

中国当局から通知のあった、水洗い加工施設の登録に際して求められる要件及び衛生証明書の証明事項はそれぞれ（別添1）及び（別添2）のとおりです。

現在、新たな措置の導入時期などを含め、詳細について中国当局に照会を行っております。

また、新たな措置が導入された場合においても輸出が円滑に行われるよう、農林水産省において、水洗い加工施設の登録及び衛生証明書の発行のための国内手続きについて検討を進めております。

これまで、農林水産省では、羽毛原料の水洗い加工施設についての情報を網羅的に把握しておりませんでした。今回、当該施設の登録手続の検討に当たって、現在の状況を把握する必要があるため、中国向けに輸出を行っている（又は輸出を予定されている）事業者におかれましては、以下の情報について、1月31日までに、当課までご連絡いただけますようお願いいたします。

なお、ご連絡いただけない場合、中国当局への施設登録ができず、中国当局から輸出品（水洗い羽毛）の受入れを拒否される可能性がございます。

1. 事業者名
2. 中国向け羽毛原料の水洗い加工施設の所在地
3. 中国向けの輸出量
4. 中国向けに輸出している原料羽毛の生産国
5. ご担当者の連絡先

[（別添1）水洗い加工施設の登録際して求められる要件（仮訳）](#) (PDF:83KB)

[（別添2）衛生証明書の証明事項（仮訳）](#) (PDF:76KB)

メールでのお問合せは[こちらへ](#)

お問合せ先

輸出・国際局 国際地域課

担当者：八木橋、鴨川、蜂巢

代表：03-3502-8111（内線3424）

ダイヤルイン：03-3502-5866

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

